

社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員会等の構成員（常務の役員を除く。以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長（公職にある者は除く）の報酬は、年額240,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が本会の業務に関する会議に出席したときは、費用弁償として日当1,500円を支給する。ただし、地方公共団体の職員に対しては支給しない。

(旅費)

第4条 役員等がその職務のため旅行したときは、「那珂川町職員等の旅費に関する条例」に規定する旅費相当額を費用弁償として支給する。

(その他)

第5条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。